

甲州市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画改訂支援業務委託仕様書

1. 業務名称 甲州市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画改訂支援業務委託

2. 趣旨

本仕様書は、甲州市（以下「市」という。）が委託する甲州市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画改訂支援業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3. 業務目的

本業務は、甲州市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）及び甲州市個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の計画期間の経過や社会情勢の変化、関連する各種計画等の改訂を踏まえ、既存計画との整合性を図りながら、公共施設等の適正な配置や長寿命化対策を推進するための指針として両計画の改訂を行うものである。

策定にあたっては、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、中長期的な維持管理更新費用の算出や財政シミュレーション等の専門的知見に基づく分析を行い、計画改訂に係る業務を円滑かつ効果的に遂行することを目的とする。

4. 委託期間 契約締結日翌日から令和9年3月26日までとする。

5. 業務内容

本業務は、以下の各項目に基づき実施するものとする。

(1) 公共施設等総合管理計画の改訂支援に関すること

① 公共施設等総合管理計画に記載の基礎情報の収集・整理

現行計画の進捗状況を確認し、改訂に必要な最新の施設データ等の収集および整理を行う。

② 中長期的な維持管理更新等の経費等の算出（インフラ、公営企業を含む）

インフラ施設や公営企業を含め、将来必要となる維持管理・更新費用の推計を行う。

③ 財政シミュレーションの実施

算出された経費に基づき、将来の財政負担に関するシミュレーションを実施する。

④ 策定済の個別施設計画（インフラ、公営企業を含む）を踏まえた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の更新

既存の個別施設計画との整合を図りつつ、施設類型ごとの管理方針を最新の状態に更新する。

⑤ 公共施設等総合管理計画案の作成

上記検討結果を集約し、公共施設等総合管理計画の改訂案を取りまとめる。

⑥ 公共施設等総合管理計画概要版改訂案の作成

市民等への周知に用いるための概要版（案）を作成する。

⑦ 庁内説明に関する支援

庁内検討組織等への説明資料の作成および運営を支援する。

(2) 個別施設計画の改訂支援に関すること

- ① 個別施設計画に記載の基礎情報の収集・整理
対象となる施設に関する最新情報の収集と整理を行う。
- ② 施設所管課ヒアリングの実施
各施設の現状や今後の方向性について、関係部署へのヒアリングを実施する。
- ③ 施設の現状整理
収集データおよびヒアリング結果に基づき、施設の老朽化や利用状況等の現状を整理する。
- ④ 個別施設計画改訂案の作成
現状分析を踏まえ、具体的な対策やスケジュールを盛り込んだ個別施設計画の改訂案を作成する。
- ⑤ 個別施設計画概要版改訂案の作成
改訂後の個別施設計画のポイントをまとめた概要版（案）を作成する。
- ⑥ 庁内説明に関する支援
各施設所管課や庁内会議での説明、および合意形成に向けた支援を行う。

6. 成果品

成果品は次のとおりとし、提出部数は下記（1）～（5）を各1部及び（1）～（6）の電子データ一式を提出する。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 公共施設等総合管理計画改訂案
- (3) 公共施設等総合管理計画概要版改訂案
- (4) 個別施設計画改訂案
- (5) 個別施設計画概要版改訂案
- (6) 参考資料（業務上作成した資料、参考文献等を含む）一式

7. その他

- (1) 受託者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 業務遂行に当たっては、市担当者との定期的な協議を行い、進捗状況を報告すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 個人情報の保護に十分配慮し、必要に応じて匿名化処理を施し、流出又は損失が生じないよう徹底すること。
- (6) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (7) 成果品の管理及び権利の帰属はホームページ掲載も含め、全て委託者のものとし、委

- 託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。
- (8) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、市の承諾を得ることとする。
 - (9) 総合管理計画は、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）」に沿った内容とすること。
 - (10) 個別施設計画は、「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」に沿った内容とすること。
 - (11) 個別施設計画の改訂に際しては、社会教育系施設（集会施設、図書館・博物館等・文化施設）、スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設）、医療施設、学校教育系施設、供給処理施設、公営住宅、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設（消防施設・水防倉庫等、庁舎等）、その他施設の10類型、13分類で策定することを前提とする。
 - (12) 本仕様に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と別途協議すること。

8. 問い合わせ先

甲州市役所 施設管理課 公共施設担当（担当 保坂）
〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
TEL：0553-32-5093（直通）
FAX：0553-32-2122
E-mail：shisetsukanri@city.koshu.lg.jp